

豊中市公金の管理に関する基本方針

第1 総則

(1) 目的

この方針は、豊中市の公金の管理（保管及び運用をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 公金の対象

この方針が対象とする公金は、市長、会計管理者、病院事業管理者及び上下水道事業管理者（以下「公金管理者」という。）が管理する資金（公金管理者から資金の前渡を受けた職員が保管する資金を含む。）をいう。

第2 基本的事項

公金管理者及び公金管理者の事務を補助する職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①公金は、市民の財産であることを常に認識し、細心の注意を持って管理すること。
- ②市の利益を損う行為の禁止
- ③市民の不安感を助長し、又は地域の金融システムの安定を阻害する行為の禁止

第3 公金管理の基本原則等

自己責任の原則のもとで、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）が規定する「確実かつ有利」な管理を確保するため、留意すべき基本原則及びその優先順位は、次のとおりとする。

- ①安全性の確保・・・公金保護が確実であることをいう。
- ②流動性の確保・・・換金等資金ニーズに対応できることをいう。
- ③有利性の追求・・・運用益の高い金融商品の選択等を行うことをいう。

収納金及び支払準備金は、決済用預金（預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）第51条の2で規定する預金をいう。以下同じ。）で収納し、保管することとする。ただし、公金管理者が必要と認める場合は、普通預金で収納し、保管することができる。

第4 公金の運用

(1) 運用の額等の設定

公金の運用は、適正な資金計画に従い、支払準備金を除く運用可能な資金量を

把握した上で、合理的な運用額、運用期間を設定しなければならない。

(2) 運用の方法

公金の運用は、以下の方法によるものとする。

①指定金融機関等（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第168条に規定する金融機関）、出納取扱金融機関等（地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第22条の2に規定する金融機関）及び銀行等引受債等借入債務を有する金融機関（以下「公金取扱金融機関」という。）での定期預金、通知預金等の定期性預金のうち預金保険（貯金保険）の対象預金（以下「定期性預金」という。）及び株式会社ゆうちょ銀行の定期貯金による運用

②国債、政府保証債、地方債等発行体の破綻リスクの極めて低い債券（以下「国債等」という。）の取得による運用

③その他公金管理の基本原則等に適合する方法による運用

(3) 会計間の資金融通等

公金管理者は、基金資金の繰替運用及び会計間での資金融通（以下「繰替運用等」という。）により、市全体として、金融機関等からの借入金抑制による資金調達コストの削減と預金量の減少によるペイオフリスクの軽減に努めるものとする。なお、繰替運用等による利息の額は、原則、指定金融機関で同額を預託した時の大口定期預金の利率で算出する。

第5 預貯金による運用

(1) 預貯金の運用先の選定

預貯金による運用の預託先は、各会計の取引実績や利率等を考慮しつつ、定期性預金による運用先については、自己資本比率等の経営指標から判断して安全な複数の公金取扱金融機関を選定して、分散して運用する。

(2) 公金の保護策

預貯金による運用先は、仮にその金融機関が破綻したときに当該預金債権と相殺が可能な銀行等引受債等の借入債務（外郭団体等の保証債務を含む。）を有する公金取扱金融機関とする。ただし、ペイオフ対象額（名寄せ後の元本が1000万円）以内の資金運用及び経営状況が特に良好な金融機関での運用は、相殺要件に関わらず、定期性預金により行うことができる。

第6 国債等による運用

(1) 国債等の購入先の選定

国債等の購入先は、東京証券取引所に株式を上場する証券会社（子会社化等により非上場の場合はその親会社が同取引所に株式を上場する証券会社）の中から選定する。

（２）公金の保護策

国債等は、満期日まで保有するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ①資金の安全性を確保するために必要な場合
- ②流動性を確保するためにやむを得ない場合
- ③その他公金管理者が必要と認める場合

第 7 公金の適正管理

（１）公金取扱金融機関の経営状況の把握

公金管理者は、公金取扱金融機関の経営状況の把握に努め、必要があると認めるときは当該金融機関に対し説明及び資料の提供を求めるものとする。

（２）危機管理

公金管理者は、公金取扱金融機関の破綻等から公金を護り、被害の最小限化を図るための対処策等を構築するものとする。

（３）公金管理者間の連携

公金管理者は、公金保護、情報公開、リスク回避及び内部資金の活用に向けた具体的対策に関しての調査や審議等を行い、公金の管理に関する情報を集積し共有するなど公金の適正な管理に連携して努めるものとする。

第 8 危機対応のための体制整備

市長は、公金取扱金融機関の経営の破綻等、危機的状況の発生が危惧され、又は危機的状況が発生した場合等の、公金の安全性の確保と市民生活への影響を最小限に止めるための対応策を審議するため、豊中市金融システム緊急対策会議を設置する。

第 9 運用の記録

公金管理者は、預貯金又は国債等により公金を運用したときは、預貯金又は購入債券の種類、運用額、運用期間等を記録した公金運用台帳を整備し保管するものとする。

第 10 その他

（１）基本方針の見直し

この方針は、社会経済情勢の推移や市の財政状況に応じて、随時見直しを図るものとする。

（２）公金管理基準の策定

この方針に定めるもののほか、公金管理者は、自らが所掌する公金の管理に関

して、公金管理基準を定めることができる。

附 則

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、令和 3 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。